

平成 18 年度の都市景観事業の実施結果について

1) 景観めぐり

(1)趣旨

都市景観形成建築物等や都市景観賞、及び、かすがい百景など巡るコースを設定し、公募で参加した市民がバスに乗車して、コースを巡って、春日井の景観を再認識してもらう。

(2)実施内容

	実施日	参加者	資料 / 参加料
第 1 回	5 月 31 日(水)	2 1 人	行程表 かすがい百景
第 2 回	11 月 8 日(水)	2 4 人	資料代金 300 円徴収 (資料コピー代 200 円 + 百景 100 円) 昼食各自持参
第 3 回	11 月 10 日(金)	2 1 人	

集合いずれも午前 9 時 30 分 解散いずれも午後 3 時 30 分

【第 1 回コース】 市役所 紅橋・朝宮公園 名城大学農場 王子のバラ園 密蔵院 落合公園(昼食) 都市緑化公園 市役所

【第 2 回・3 回コース】 市役所 円福寺・白山神社 内々神社・鶉飼邸 都市緑化植物園(昼食) 落合公園 二子山公園 市役所

2) 大規模建築物等の届出

(1)趣旨

都市景観条例第 20 条に基づき、都市景観の形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物や工作物及び広告物等について、事前に届出を受け、周辺地域との調和を図りながら、優良な景観形成を図るため、必要に応じて助言や指導を行い、ゆとりある快適な都市空間の創造をめざしている。

このため、専門的な立場から助言及び指導を受けるため、3 名の都市景観アドバイザーに委嘱している。

(2)届出件数(1 月 31 日現在)

26 件

過去5年の実績(件)

18年度は1月31日現在

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
建築物	24	29	39	36	25
工作物	3	5	3	1	1
広告物	4	8	3		
計	31	42	45	37	26

過去2年の用途別内訳(件)

18年度は1月31日現在

	建築物			工作物	
	H18	H17		H18	H17
共同住宅	5	17	パデ`ストリアンデ`ツキ 鉄塔	1	1
併用共同住宅		3			
店舗	1	3			
事務所	1				
工場・倉庫	10	8			
遊技場	1				
老人保健施設	2				
病院・診療所		2			
車庫・駐車場	1	1			
警察署	1				
公共浴場	1				
ごみ処理場	1				
学校	1	2			
計	25	36		1	1

3) 屋外広告物事務

(1) 内容

適正な屋外広告物の掲出する際の新規許可、更新許可を処理する許可事務と、違法な屋外広告物に対応する除却事務が主な柱である。

これに関連して、良好で秩序ある広告景観を啓発するために屋外広告物連絡会議

を設立し、キャンペーンを実施している。

また、簡易な違法屋外広告物の除却を市民の団体に委嘱する制度を18年度夏から実施している。

(2)実績

新規と更新の許可件数(1月31日現在) 207件

簡易除却件数 (1月31日現在) 2,303件

屋外広告物連絡会議 8月4日(金) 委員14名出席

違反屋外広告物除却キャンペーン

9月8日(金) JR勝川駅周辺で2班に分けて実施 18人参加

除却活動団体 9団体96人参加 18年9月活動開始

実績(1月31日現在) 463件除却(はり紙396 はり札8 立看板1)

過去5年の実績

18年度は1月31日現在

年度	許可件数			簡易除却件数				
	新規	更新	計	はり紙	はり札	立看板	その他	計
H14	47	120	167	96	80	48	1	225
H15	74	108	184	4,329	1,435	243	468	6,475
H16	81	126	207	1,829	974	796	29	3,628
H17	154	179	333	256	1,916	414	77	2,663
H18	81	126	207	766	893	782	39	2,480

4) 都市景観写真集「かすがいの四季」発刊

(1)経緯

平成9年3月に「かすがい百景」が刊行されて10年が経ちましたが、変わらぬ風景もあれば、失われた景観もあります。平成17年には都市景観フォトコンテストを開催し、新しい景観の写真が何点も集まりました。

これを機にフォトコンテスト入賞作品を中心にして、現在のかすがいの風景を四季の巡りを軸にした写真集を刊行することになりました。

(2)内容

- ・ 掲出作品数 79点

- ・ ページ数 77ページ
- ・ 大きさ A4変形
- ・ 作成委員 (都市景観フォトコンテスト) 審査員5人
- ・ 発行日 平成19年4月2日(予定)
- ・ 販売価格 1,000円